



い河原・用瀬・佐治町圏域、気高・鹿野・青谷町圏域に、それぞれ1カ所整備するよう進めます。

地域密着型サービスの展開

できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるように、介護保険制度の改正で創設された、地域密着型サービスの充実を図ります。

具体的には、現行の「通所介護」、「訪問介護」および「短期入所生活介護」の各サービスを組み合わせたり、小さな規模多機能型居宅介護サービスを提供する拠点を、

表1 第1号被保険者の保険料

保険料段階	所得などの状況	料率	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	0.5	25,000円
第2段階	市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額を合せた額が80万円以下の人	0.5	25,000円
第3段階	市民税非課税世帯で第2段階に該当しない人	0.75	37,500円
第4段階	本人は市民税非課税で家族に市民税課税者がいる人	1.0 (基準)	50,100円
第5段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	1.25	62,600円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	75,100円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上の人	1.75	87,600円

- 3年間の給付費合計 350億3,485万5千円
 - 保険料の必要額 64億1,691万7千円(約19%)
 - 第4段階月額 4,175円
 - 保険料年額=第4段階月額×12月×料率
- ※介護報酬の改定により、若干の変更があります。

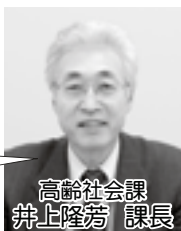
保険料の算定

平成20年度までに20カ所(おおむね中学校区に1カ所ずつ)整備するよう進めます。また、多様な住まいを確保する観点から、介護付きの有料老人ホームなどの施設を湖東・湖南圏域に1カ所整備するよう進めます。

今回の計画では、大規模な特別養護老人ホームなどの整備は行わず、必要最小限の施設の整備にとどめますが、要介護者の増加が予測されることから計画期間の3カ年間の給付費は約350億

円にのぼるものと見込んでいます。このうち約19割を負担することとなる第1号被保険者(65歳以上の人)の1人当たりの保険料については表1のとおりで、通常6段階の保険料を7段階とし、高額所得者については、応分の負担をしていただくこととしています。その一方で、市町村の裁量により、料率を0.5から0.75の間で設定することのできる第2段階の保険料については、最も低い0.5に抑えるとともに、合併前の鳥取市地域で実施している、世帯収入65万円以下の低所得者に対する通常0.5の料率を0.25とする負担軽減を、全市域に拡大します。このことにより、より所得状況に応じた負担となります。なお、現在、旧町村毎に異なっている保険料を統一します。

ご意見のあて先はこちらです



みなさんのご意見を
お待ちしております!

高齢社会課
井上隆秀 課長

提出方法 様式は問いません。住所・氏名を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで

資料配置 2月1日(水)から市役所本庁舎1階総合案内所/市役所南庁舎1階総合窓口・1階高齢社会課/各保健センター/各総合支所福祉保健課※鳥取市ホームページにも掲載しています(アドレスは23ページ)。

提出期限 2月15日(水)必着

提出・問い合わせ先

市役所南庁舎高齢社会課

☎(0857) 20-3451 ☎(0857) 20-3404

電子メール korei@city.tottori.tottori.jp